

議長（米澤秋男君） 通告3番、9番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。9番。

〔9番 工藤清悦君 登壇〕

9番（工藤清悦君） 私からは、一般質問、児童生徒の体力向上について、伊藤教育長にお尋ねをしたいと思います。

近年、児童生徒の体力低下が課題となっております。宮城県では全国平均と比較しても男子の20メートルシャトルラン、これは持久走ですけれども、47都道府県中42位と。それに50メートル走においては45位と、体力低下が非常に目立っております。特に持久力が落ち込むということは、心臓や血管にリスクを背負うことになるというふうに分析されております。

一方、体重については、全国平均に比べますと、全国的に9位でありまして、男子の小学2年生は全国1位、それに女子の小学1年生、2年生、そして中学校の女子の3年生も全国1位でありまして、幼児期から肥満が多いとも指摘されております。

また、体力低下は学校の長期欠席児童の推移と連動しているという分析もありまして、次の時代を担う子供たちの将来に不安を抱かざるを得ない状況にあります。このような傾向を解決しようと文部科学省では児童生徒の体力向上を目的とした事業を展開したり、全国的に地域の皆さんが独自に放課後を活用して子供たちの体力向上に取り組む活動が行われております。このような取り組み事例は、教育委員会の担当課や学校にも情報として伝わっていることと思います。

明るく、たくましく、元気な子供たちの姿は、町民すべての願いでもあります。町民の願いや思いを形にするのが教育行政の役割であると考えております。これからの加美町として児童生徒の体力向上にどのように取り組まれていかれるのか、教育長のお考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 工藤議員からの質問ですが、どのように取り組まれているのかと。低下の内容につきましてはよく御存知のようですので、これについては特に解説する必要はございませんので、このまま私たちの方で取り組んでいるというよりは、学校自体、あるいは幼稚園等で取り組んでいる内容等について、具体的にという形にはなりませんけれども、お話し申し上げておきたいと思います。

ここで非常に残念な結果が出ていることには、先ほど議員の方からお話しありましたんですが、相対的に47都道府県のうち、2005年度の体力測定の結果は、握力で全国で21番、上体起こ

しが23番、それから長座体前屈で24番、反復横跳びで24番、シャトルラン、持久走が39番。50メートル走が43番、最低の方ですね。それから立ち幅跳びが39番、ボール投げが33番。47都道府県中、総合で34番という位置づけになっております。

この結果について、宮城県で一体どういうふうを考えているのかということです。県自体は「はやね・はやおき・あさごはん」ということを推奨して、ことして2年目になるわけですが、まず基本的には朝飯を食べること。ということは当然早く起きなさい。早く起きるには早く寝なさいということだろうと思います。こういうふうなことについて、学習的な成果においても非常に低下傾向にあるのが宮城県の位置づけでございます。

例えば、宮城県の高等学校の全国の学習レベルは、40番から上になったことはほとんどありません。要するに47都道府県のうち、40何位、殊に42~43位というのが常でして、秋田あたりからは相当におくれをとっている内容になっております。こういう実態があるということで、学力向上にはさまざまな施策がとられておるわけですが、体力向上においても、これが今回、今年度から小学校、中学校、高等学校と体力測定の結果を持ち上げていくというシステムを取り入れております。その中で、できるだけ体育の時間とか、あるいはスポーツ、運動等を通して、体力の向上を目指すという方向になっているわけですが、このことについて、いや特別に加美町の教育委員会で何かやったかというふうなことについては、特別ありません。そういう県の指導方針を徹底していくということ以外に特別やっておりません。

ただ、この間、スポーツ少年団の終了式があったんですけども、スポーツ少年団に入っている子供の数が大体全体で30%しかないということ。そういうふうな活動、要するに体を使って汗を流すという子供の数がそのくらいしかなくなつたと。

また、言えることは、小学校に通う子供たちでも、中学校に通う子供たちでも、通学バス、あるいは親の送迎を受けての通学、こういうものが非常に多くなってきた。我々の時代と違って、野原で遊び、山に行つて木登りする、そういう姿というのはほとんど見なくなりました。行けば、薬葉の原っぱで多少遊ぶというようなことしかなかったわけですが、こういうふうな状況の中で体力の増強というのは非常に難しい状況になっている。できたら、農作業もさせて、そして歩いて通学させて、基本的には私は校長会ではそのことは話しております。

同時に歩いて通うことによって、地域の実態に触れる、あるいは四季の変化に触れる。郷土の風に触れる、そういうことによって新しい郷土愛というものを育成する、そういう方向があつてほしいんだなということを言っていますが、時代はそれと逆行しております。

また、先ほど県の方で推奨いたしました「はやね・はやおき・あさごはん」、このことがな

かなか徹底し得ない面があります。これは、ひとり教育委員会がどうこうじゃなくて、このことについては既にいろいろ家庭にもチラシを配ったりしているわけですが、親たち自身が早寝・早起きをやっているかという実態はないわけでございまして、当然それに伴って子供たちも一緒に起きて、一緒に遅くまで寝ていて、朝御飯を食べる時間もなく学校に通ってくるというような実態があるんだろうと思います。

要するに、かなり都会化された生活が我々の時代とは違ってこの町にも浸透してきている。そうした中で、体力向上をどう図るのかというのは、ひとり学校教育とか、教育委員会が呼びかけても呼応していただけない家庭があれば、その実績は上がらないと。宮城県全体でこういうふうな数字になっているわけですが、加美町は多少宮城県の中では、先ほど述べました、説明いたしました数字よりは多少上でございます。そういう面からすると、まだまだもっともっとやらなければならないことはたくさんありますけれども、それらについて一つ一つ検証してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） ありがとうございます。

教育長のお話を聞いていますと、なすすべがないというふうにしか聞こえてこないんですけども、やはり農作業で体を鍛えて、歩いて通学してもらおう。なおかつ、「はやね・はやおき・あさごはん」で健康を維持していくというようなことなんですけれども、一番最初の質問でもお話ししたんですけども、教育総務課長とか、社会教育課長もそうなんですけれども、学校もそうなんですけれども、さまざまな情報を持っているわけですよね。全国的にどういう活動をしているかという。わかっていながら手をこまねいているという姿は私はおかしいと思うんですよ。普通じゃないですよ。

どういう形でやっていくかということに関しては、いろいろ課題はあると思うんです。だけれども、一つでも二つでもクリアしていくというのがやっぱり子供たちのためになることだと思うんですよ。何でこれに手をつけられないんですか。お金がないからですか、人がいないからですか、やる気がないからですか、悪いですけども。実際、大変なことだと思いますよ。ただ、手をこまねいていたんだは、子供たちは大変だと思うんですよ。課長、そう思いませんか。大変きついことを申し上げましたけれども、現実だと思いますよ。

もう一つは、何で私がこういうことを言うかといいますと、確かに情報なりなんなり、現場で非常に教育長さんもお持ちになっていると思うんですけども、全然、全然ということはないですね。この前、健康体力づくり研修会なんていうのがあったんですけども、我が町から

はだれも研修会に行っていないですね。申しわけないですけども。私は身銭切って行ってきました、どういふことがあるのかなと思って。加美町からはだれ一人来ていませんでした。そういう問題意識の認識のなさが、子供たちをかわいそうにしているんじゃないかというふうに思うんですけども。

もっとやっぱり、行政だけでやれることというのは少ないと思いますけれども、教育委員会でやれること、学校の現場でやれること、あと我々みたいな町民がやれることの中で連携してやっていかないと、これは大変なことになると思うんですよ。教育長からいろいろなデータ、お話しいただいたんですけども、確かに教育長からお話出ましたけれども、高等学校の学力の問題ですよ。これは、確かにそうらしいです。らしいというか、そうだそうです。この体力低下と学力の低下というのは比例しているそうですね。

この調査をやった先生というのが、宮教大の前田順一先生なんですけれども、これは余り大きい声で言えないんですけどもという話の、この研修会ですね。やっぱり高校で、学力のある高校は体力もいいそうです。あとは言わずとそういう状況なんですよ。ですから、たかがと言いますけれども、体力というものがいかに大事なのかというようなことをやっぱりひとつ認識してもらいたいと思いますし、もう一つ、幼児期のことについても教育長も触れていただいたんですけども、やはり子供は幼児期のうちから体を動かす喜びというものを感じていないと、なかなかそういう体を動かすことになじまない、親しまないというようなところもあるというふうに今教育長もお話しされたんですけども、そういうことで教育長のところの管轄は幼稚園でありますけれども、あとは我が町には保育所もあるわけですから、そういった体制の中で、いかに子供たちの体力低下を防いでいくかというような方策を考えていただかないと、大変なことになるのかなというふうに思っています。

先ほど、民間の方々の力もかりてということをお話ししましたけれども、今、国から地方自治体に関して、体力向上なり、またはちょっと分野別になりますけれども、高齢者の福祉なり、また子育て支援なりで、直接国から補助事業として自治体に来るといふのは非常に減っている傾向にありますよね。その中でふえているのは、やはり民間の方々が組織でもって取り組むというのが非常にふえていると思うんです。そういった中で、やはり町民の方々の支援をかり、またはマンパワー、そして町長もお話ししていますけれども、協働の力の中でそういうものを解決していくためには、やはり住民の方々の力をかりるような素地なり、基礎なりをつくっていかなくちゃいけないというふうに思いますけれども、その点についてもひとつこれからの推進方策についてお伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） おっしゃるとおりでございますけれども、実は全然手をこまねいているわけではございませんで、いろいろとチラシを配布したり、あるいは振興策を立てたり、あるいはスポーツ少年団への援助を行ったりしております。御存知のとおり、スポーツ少年団についても指導者の数がだんだんと減少しつつある現実です。ということは、それらに適応する年代の人たちが既にそういうふうな経験を経ている人が多くなってきたのかなという感じがしております。社会現象としてのそういうふうなあらわれ方が、子供たちの体力低下につながっているかなと思いますが、一方、振り返ってこの地域で考えてみますと、決してそうじゃなくて、どこでも体を動かして活動できる場というのが準備されているわけですが、それぞれの場の活用ということが、子供たちの中に浸透し得てないなど。

学校では週5日制になってから、とにかく家庭で2日間を過ごして、そして家庭、親子の関係を十分に親密感をもって、子供の成長というものを正常なものにしてもらいたいということから始まった5日制ですが、なかなかそこまで理解してもえないし、親たちも忙しくて子供を相手にする時間がないというような現実の中から、じゃ子供たちを一人で放してやっていいのかということになると、いろいろな課題があります。要するに、子供たちが今社会的に非常に危険な状況の中にあるというこの実態の中で、一人外に遊びに出すということもほとんどないんじゃないかと。ですから、こういう社会情勢全体を変えるためにも安全で安心な場所ということは、町では児童館をつくったり、あるいは学校施設を開放したり、あるいはその他の体育施設を使ってもらえるように準備はしてあるわけです。

ただ、そこに参加して、出てこない子供たち、殊にスポーツ少年団については夜の活動が多いわけですが、夜の練習等に参加するためには親の送迎が欠かせない状況になっているということから、どうしても町民総挙げてこの運動を展開していかなければ体力向上にはつながっていかないんじゃないかなと。これは、運動だけでなく、先ほど話しましたように、日常の歩行とか、あるいは食生活、こういうこともすべて改善されて初めて向上するだろうと、そこにつながるだろうというふうに思っております。

単なる指導者が1人ふえた、2人ふえたで体力が向上すると私は考えておりません。全体的な底上げはそういうふうな町が初めて裕福になって、親たちのゆとりの中で子供たちの体力というものを顧みる、そういうふうな姿勢というものができてこないと実現できない課題だろうと思っております。宮城県が東北の中で特に低い理由というのは一体何かというと、これは経済的に非常に東北6県の中では中枢になっているにもかかわらず、その辺の考え方とか、ある

いは生活全体がそういうふうな方向に向いていないというところにあるんだろうと思っております。

ですから、対応してもらえる、そういう施策については積極的に予算をつけたり、あるいは補助金を投入したりして実施しておりますので、手をこまねいているという批判には当たらないというふうに思っております。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 最後にお聞きしますけれども、手をこまねいているわけではないというような教育長のお話ですけれども、まず19年の中で具体的にどのような取り組みをしていくことを最後にお聞きをしたいと思います。

教育長、子供たちの体力低下というのはファミコンが、ゲーム機が普及してから急に低下したんでないかというような話があります。それが1983年にファミコンができて、それからずっと子供たちの体力低下がずっと続いているというようなお話の中でなるほどなというふうに思うんですけども、ただ、1985年に生まれた子供たち、この子供たちというのは、非常に体力の低下がされてない、体力の低下がされてないという言い方はおかしいですね。体力低下に陥っていないそうです。教育長、今お話しのように、国体やなんかがあって、子供たちが非常に活躍する場があって、そういう環境にあったからだろうというふうに思うんですけども、やはりそういう環境が、国体とはいわず常日ごろ活動するような、そういう環境があれば、やっぱり対応できるのかなというふうには思います。

そういった中で、場の活用というような教育長からもお話がありましたけれども、ただ、場の活用ということでさまざまな機会を利用して運動してくださいというようなことで、スポーツの話も教育長はされたんですけども。ちょっと嫌な言い方をしますけれども、夜までスポーツ少年団をやっていると。これは一番最初に教育長が言った、「はやね・はやおき・あさごはん」から離れているんでないかというふうに、夜遅くまでですね。

この前、中新田の中学校の校長先生とちょっとお話ししたときに、なかなか含蓄のある言葉だなと思ったのは、子供たちは暗くなったら家に帰るのが当たり前なんだという話をされたんですよ。夜8時、9時まで体育館で活動しているって、これが本当に子供たちの姿でいいんだべかやという話も受けたんですけども、そういった形で、これから推進していくという方向にはあるものの、現場では早く家に戻して「はやね・はやおき・あさごはん」させたい。だけれども、推進する方では、もちろん御父兄の皆さんの子供たちが成績を上げたいというようなこともあって一生懸命練習してほしいという中、そういうことについてもひとつ整合性をと

りながら解決していかなければならない一つの課題なのかなというふうにも思います。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、平成19年度から手をつけていく、これだけは子供たちのためにやっていくというような方策がありましたら、ひとつお願いをしたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 難しい問題で、決して簡単ではない。複合的な、体力というのは養成されるんであって、スポーツさえすれば体力つくかということ、私は決してそうは思っていないんです。要するにスポーツには偏った筋肉を使うスポーツもあるわけですね。そんなことからすると、総合的な健康維持、発展、あるいは体力全体を向上するには、一つだけのスポーツをやればよいという考え方は私にはありません。そういうふうなことで、総合的に学校の方でできるだけ体育の時間を充実したいということなんです。

ただ、このことは小学校に私は体育の先生を専科で置きたい、あるいは理科の教員を専科で置きたい。理科、要するに科学教育の基礎、基本をつくるのはやはり実験をやって子供たちに驚きを与えて、理科に取り組みたいという気持ちを、それから体育の先生に至っては体育の能力の高い先生、すばらしい先生がいれば、それになりたい、そういうふうになりたいという子供たちの欲求を育てていく、それが私は教育だと思っています。そういうふうなことから、そういうふうな制度をできたら導入したいなと思っております。

なお、もう教員人事も終わりました、いろいろと取りざたされると思えますけれども、それらについてできるだけそういう能力を持った先生方を本町の学校に取り入れたいなということを考えておりますので、ですから学校全体、ところがなかなか勉強ばかりしてきた先生方なものですから、運動、スポーツにたけた先生というのは非常に少ないです。要するに大学に入るにも出るにも教員免許を取るにも、あるいは教員試験で合格するにも点数だけ。体力でとるとというのは体育の実技試験ぐらいだろうということですので、この辺が相対的に学校の先生方のスポーツからの遠ざかりというものが子供たちの全体的な体力の低下につながっているんじゃないかという疑問があります。

ですから、その辺のところも今後改善しながら取り組んでまいりたいと、19年度は新しくということではございませんけれども、相対的な底上げをいかに図るかということについて学校全体で考えていきたい。これは校長会、教頭会も含めまして推進してまいりたいと、こういうふうにおもっております。

なお、もう一つつけ加えますと、体育振興課においても総合的なスポーツ計画を今検討中で

ございますので、それらをあわせて新年度から展開できるように図りたいというふうに思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして9番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

議長（米澤秋男君） 通告4番、5番吉岡博道君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。5番。

〔5番 吉岡博道君 登壇〕

5番（吉岡博道君） ただいま議長より登壇のお許しを得ましたので、通告していました2007年問題について伺います。

私もことし60歳の誕生日を迎えまして、団塊の世代の第1期生といたしまして強い思いを込めて質問したいと思いますので、町長からもひとつ明快、明瞭な答弁を御期待申し上げます。

この2007年問題については、数年前からマスコミ等でも話題になりまして、2007年から団塊の世代が相次いで60歳定年を迎えることに伴うさまざまな影響、特に退職金負担、労働力不足、技術・技能の伝承の断絶、消費への影響など、経済、社会に及ぼす影響を指すと言われております。また、日本の人口が減少に転じる時期と重なるため、対応策の検討が急務とされています。

今から7年前ですか、2000年問題がありました。1999年から2000年に年が変わるとき、システム上でいろいろなふぐあいが出ると危惧されたのが2000年問題でした。旧町時代、年越しに泊り込んでパソコンを見守った担当職員の方もいらっしゃると思います。いざ、2000年元旦を迎えますと、新聞ざたになるようなことも、騒ぎもなく、細かなトラブルは発生したが、局所的な影響で終わりました。このことは、1997年ころから既存プログラムのチェックをし、事前に修正したり、2000年問題を機会にシステムの再構築を行うなど、事前準備が功を奏したと言われております。

2007年問題が同じようにシステム全体に波及する問題ではありますが、プログラムではなく、つくり上げた人間そのものの問題になります。この問題についての影響は、プラス面、マイナス面、両方あるわけでございまして、一般的にマイナス面については、団塊の世代の相次ぐ定年退職に伴う労働力の減少、あるいはこれまで日本経済発展を担ってきた団塊の世代の退職で、技術、技能、あるいはノウハウなどが次の世代にうまく伝わっていかないこと。それから社会保障関係費の増大も大きな問題となります。これまで年金を納めていたたくさんの人たちが、今度は年金を受け取る側にシフトしていくのですから、年金制度への影響も大きいと思われま

一方、プラス面では、雇用過剰感の解消、人件費の減少、退職金給付費等による個人消費の活性化、活発化、それから見逃せないところに地域の活性化があります。退職した団塊の世代が自宅のある地元に目を向けるボランティアなど、地域コミュニティも元気づくだろうと予測されます。団塊の世代のリタイアは、その人口の多さゆえ、日本の社会や経済を従来の仕事優先のビジネスモードや企業モードから、生活優先のモードへ大きくシフトさせていくとともに、高齢化社会の新しいモデルを提供していくと期待されています。

団塊の世代は、集団就職の言葉に代表されるように、ふるさとから都会へと職場を求めて大移動しました。小・中・高とふるさとで過ごし、都会に移った団塊の世代は、都市に蓄積をもたらしましたが、そのふるさとは蓄積を取り崩し、あすへの不安と厳しさによるよろしていません。都会の職場の第一線から離れ、次の長い第二の人生を見通すとき、JターンやIターン、Uターンも含め、もう一回ふるさとを見直すときに来ているのではないのでしょうか。

政府や地方自治体も団塊世代を退職後も継続して産業振興、あるいは地域振興で活動してもらうべき行政として、支援、誘導する政策をとり始めています。そのためのふるさととしての受け皿づくりもしっかりとっていかねばならないと考えます。このように、プラス面もあり、マイナス面もあるということで、当加美町においてもほとんど例外なく当てはまる問題ではないのでしょうか。

要は、マイナス面をできるだけ少なくし、プラス面を伸ばし、生かしていく、そしてこの問題をいかにして軟着陸させる、そのことが大事だと思います。町としても職員の定数管理、人事配置など、当面する課題があり、また管理職の構成や事務執行上の問題など、2007年からの町職員の退職状況が及ぼす影響、組織・機構の見直しなども含め、この問題をどうとらえ対応策をとっていくか、町長の所見を伺います。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 吉岡議員から2007年問題について御質問いただきました。まさに御意見のとおりでございます、非常に大きな課題となっていることも事実でございます。我が町は平成15年に合併をいたしました。その時点で399人の職員がおりました。人口規模から適正な職員規模を計算いたしますと、約300人が適正規模と言われておるところでありまして、その時点で10年間で100人を削減するという計画を打ち出しました。よって、その内容としては退職者の4分の1のみを補充するということで、15年からスタートをいたしましたところですが、たびたび申し上げておりますように、実はこの100人という数字は大変重いものがござ

います。

役場の組織・機構の内容を見ますと、事務方がいて、そのほかに現場がございます。その現場というのは学校給食を初め、福祉の面ではいわゆる保育所、幼稚園教育の現場がございます。そのほか保健福祉センター等々がございます。それらを含めて400人でありまして、その中から100人とはいっても、現場からはなかなか減らせない状況でございます。例えば3万人規模で300人というその計算の根拠は、住民100人について職員1人だというのが30年、40年前から一つの基準として、どなたが決めたかわかりませんが、通用しているところでございますが、近年実情としては福祉の部分が非常に伸びておるといいますか、手厚く町村の政策として展開をしております。

ということは、いわゆる保育所の現場、幼稚園の現場、子育て支援、ゼロ歳児保育、未満児保育、あるいは延長保育等々の現場を抱えることによって、職員がどんどんふえていった時代もあったわけですし、現在が住民100人当たり職員1人という基準は必ずしもこれが適正な規模といえますか、算式ではないのではないかと。しかしながら、合併時の約束として10年間で100人削減をするということで現在はスタートいたしているところでありますが、ちなみに、いわゆる2007問題の初年度である平成18年度末は、我が町では5名の退職の予定でありましたが、実際は定年前に退職される方もおいでございまして、少し数字は多くなっているわけですが、実質的には来年度ですね、平成19年度末、20年の3月から大量退職が出てまいります。いわゆる22年生まれの方々が定年を迎えて退職するのは20年3月31日でありまして、19年度末が23名、それから20年度末が16名、21年度末が16名、そして22年度末が19名、23年度末が15名、そして24年度末が22名ということでございまして、平成15年度末から通算いたしますと154名の方が累積で、トータルで退職をされることになるわけでありまして、非常に大きな戦力低下となります。特に来年度、平成20年は23名の方が一気に退職されるということで、この退職者の4分の1を採用ということになりますと、財政上は大変な節減になるわけですが、いつの時代もそうではありますが、特に定年退職をされるという方々は非常に長年お勤めになって、非常に事務的にも堪能な方々が退職をするということですから、退職者と同数の職員を採用したとしても、当然その人数分だけの戦力ダウンは否めないところでありまして、このことを考えまして、数年前から前倒しで少し余分に採用して、それに備えたいと思っております。既にそのことでスタートしております。

特に来年度は、これは20年3月に23名という退職者が出るわけですが、これは新しい町長がどう考えるかではありますが、少し激変緩和的な措置を講じていかないと、いきおい事務

方で減らすしか、今減らしようがないわけですね。現場から減らすと、例えば保育士をそうだからといって減らすということであると、非常に混乱を招く。当然保育が不可能になるということでもあります。しかし、これまでも随分職員の削減をしてまいりましたので、非常に難しい問題が出てまいりますので、今年度中に採用計画をもう一回見直しをしていただきながら、激変緩和に備えていかなければならない。ですから、10年間でというところを、もしかすると13年、14年ぐらいの長期的なスパンでこの採用計画の見直しをしていかなければならないだろうというふうに思っております。後任者にその旨を引き継いでいかなければならないだろうと思っております。

そのほかに、御質問にありました組織・機構の見直し等々これまでも進めてまいりましたし、今後は指定管理者制度の移行等々によって、いわゆるスリム化を図っていかざるを得ないのではないか。例えば体育施設、これは体育館、運動場、それから文化施設、陶磁館、縄文館、あるいは文化センター、バツハホール、やくらい文化センター等々も指定管理者の対象として検討していてもいいのではないか、社会教育施設、公民館等についてもそのような考え方を導入せざるを得ないのではないか、検討し始めなければならないのではないかと思っておりますので、今年度からそういう方向で教育委員会部局と協議を重ねていかなければならないだろうと。そのほかにも、これまでも保育所の統合でありますとか、あるいは新しい農政対策ということもあって、対策室も統合するというようなことで進めてまいりましたし、もしかすると支所機能ということも一つの視野に入れなければならない時代が来ているのではないかということでありまして、いずれにいたしましてもその機能が低下することなく対処していかなければならない、その準備をしていくということでございます。

それから、退職金の問題であります。これは市町村職員退職手当組合が受け持つてまいりますが、担当いたしております、これまでも行っているところでありますが、19年1月末現在で退職手当組合の基金の残高が300億円となっております。基金のプラスの町村もあればマイナス、いわゆる先に食い込んでいる町村もございますが、今回の団塊の世代を乗り切っていくためには、3年間の見直しを毎年毎年行っておりまして、負担金の見直しを行っておりまして、今後も3年間の修正賦課方式という方式をとりながら、現在の試算以上に負担率が引き上げられる可能性があるということでございます。

しかしながら、宮城県の市町村全体で退職者への手当てを行うことでもありますので、その退職金に不足をするという事態は避けられるようでもありますので、全体のバランスを考えながら、退職手当組合で考えていくということでもありますので、後年度負担がふえることも予測さ

れるということで、町村としてもそのように対応していかざるを得ないだろうというふうに考えるところであります。

私からは以上でございます。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 2点ほど再質問させていただきます。

第1点目ですが、町長の答弁では触れられなかったわけですが、この加美町のふるさととしての受け皿づくりですね。これは、やはり団塊の世代が定年退職して第二の人生を見通すとき、やはりもっと美しい豊かな自然のところに暮らしてみたいという、全国的にもそういった大きな動きになっている中、加美町としてのそういった受け皿づくりもしっかりしていかなければならないと思います。その一つの方法として、今の社会はネット社会と言われております。やはり、インターネットによる町のホームページのより有効活用があると思います。

今現在でもホームページでいろいろなことが発信されているわけですが、加美町の自然、それからイベント情報、これもこれまで発信しているわけですが、それだけでなく、そういった関連する、例えば空き家、それから遊休農地の情報、それから新規就農のサポート体制、これは町だけでなく、県あるいは農協ともいろいろ協議し、整備していく必要があると思います。それからボランティア活動、あるいはNPO法人の立ち上げなどもあると思います。そういったものをダイジェストでホームページで全国に発信する一つの方法として必要になってくると思われますが、町長の見解を伺います。

それから、いろいろ町長の答弁の中で、組織・機構の見直しについても答弁がありました。やはり今年度から大量の団塊の世代の退職者があるということで、この数字を聞きまして本当にびっくりしました。本日ここに出席なさっている幹部職員の皆様も3年からあるいは5年以内にほとんどいなくなるような現実的に深刻な問題、そういったことが考えられております。これまで行政運営を支え、そして担ってきた専門的な知識、ノウハウを持っている頭脳集団が大量に退職なされる、まさに深刻な問題だと思えます。

しかしながら、行政需要そのものはふえる状況にありますし、行政ニーズも多様化しつつあります。このことによって、行政が停滞したり、機能不全に陥ったりすることは許されないと。そのためにも組織・機構は行政需要の変化に即して、事務事業を最も効率的、効果的に施行できるよう編成すべきでありまして、既存の組織・機構を常に見直す必要があると思えます。

地方分権が進む中で、町の独自性をどのように打ち出していか、また、町としてどのよう

な行政サービスを強化していくかを組織編成に当たって明確にしていく必要があると思われます。再度、町長の見解を伺います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 前の議会でも答弁申し上げた、あるいは提案申し上げた記憶があるんですが、加美町にはおっしゃったように、残念ながら空き家が各地域に相当数あるということ。それから遊休農地もあります。あるいは町の所有の土地もあります。そういうところにいわゆるUターン、Iターン等々をお迎えをしてはどうかということで、空き家の調査をした経緯があるわけですが、今回団塊の世代が大量に退職されるということになって、そういうことも再浮上して、対策としてとっていかねばならないだろうと思っておりますが、実は日中新田地区の白子田地区に24区画のいわゆる別荘地がございます。既に売却が済んでいるわけですが、それを設置したのが、私の記憶では平成3年から5年ぐらいの間だったと思うんですが、いわゆる高度成長期、バブルの崩壊前かなかなのところだったんですね。大体1,000平米で300万円から400万円近くで、雑木林のいわゆる山林地をお分けしたわけですが、5年以内に家を建てていただくということのお約束をしたわけですが、その後バブル崩壊なり、あるいは高齢化なさって、まだ家を建てていない方がたくさんおられて、この時期になって、その土地を欲しい方があったら手放したいと、転売をしたいというようなお話も出てまいりまして、実は町のホームページでそれを売りに出しています。

アクセスがさっぱりないんですね。大分宣伝をしているんですが、そういうことになりますと全国的に団塊の世代の受け入れ体制ということで、全国各地でそういう対策をとられているんですが、果たして団塊の世代の皆さんがこちらに戻ってくださるかどうかが、いわゆる子供、孫がやっぱり都市部に住んでいて、よほどのことがないとそういう方々と離れ離れに暮らすということが、なかなか思ったようにはいかないだろうというような現実に直面しているんだと思います。しかしながら、今後そういう対策も大いに宣伝をしていかなければならないと思っておりますので、引き続きそのPR等々に努めていかなければならないと思っておりますのでございます。

あと、戦力ダウンということについては、再任用制度、再雇用制度というのが我が町にもございます。定年退職した方の希望があれば再任用ということで引き続きとどまっていたとことこの条例もございますので、大量に退職した20年3月の予定者の中で、希望がありますならば、そういう方法で何年か勤務をしていただいてお手伝いをいただくと。当然、職務制は変わってまいりますし、給与、手当も相当にダウンいたしますので、果たしてそれにお手伝いし

てくれるかどうかということも難しい問題だと思いますが、そういう制度も利用しながら、町民サービスの低下につながらないような対策をとっていかねばならないというふうに思います。

しかし、新しい町長にそのことも考えながら、対策をさらに具体化をしていただきたいと、そう今思っているところでございます。御理解をいただきたいと思います。（「以上で終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして5番吉岡博道君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

日程第4 請願第1号 「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書

議長（米澤秋男君） 日程第4、請願第1号「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） それでは、朗読をさせていただきます。

平成19年2月20日

加美町議会

議長 米澤秋男 殿

「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書

紹介議員、加美町議会議員三浦英典であります。

次をお開き願います。

1. 請願の要旨

昨年末、わが国政府は、日豪EPA（経済連携協定）交渉の開始に合意しました。

この交渉の進展いかんが、わが国農業と国民食料に甚大な影響を及ぼすと懸念されることから、わが国の米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目は除外又は再協議の対象とするよう、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣宛への意見書の採択をお願いいたします。

2. 請願の理由

わが国政府は、昨年12月12日の日豪首脳電話会談において、EPA（経済連携協定）交

渉の開始に合意しました。

現在、わが国と豪州の貿易では、わが国の農産物輸入に占める米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の割合が高く、EPA交渉の進展いかんでは、わが国農業と国民食料に甚大な影響を及ぼし、食料自給率や農業関連産業・地域経済にも計り知れない打撃を与えます。

また、わが国は、WTO農業交渉において、重要品目の例外扱いや食料の安全保障を含む農業の多面的機能の重要性を主張しており、例外なき自由化を主張する豪州のEPA交渉においても、これまでのわが国の主張を断固堅持することが重要であります。

一方、昨年末に内閣府が行った「食料の供給に関する特別世論調査」では、7割を超える方が現在の食料自給率は「低い」と認識しており、8割近い方が将来の食料供給に「不安」を感じています。

このような状況のなか、先般は衆・参議院農林水産委員会等において、日豪EPA交渉における政府の毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。

よって、国会及び政府におかれましては、この交渉における下記事項の確保に向け、断固とした措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

(1) 重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向けて、担い手育成や構造改革の取組みに懸命に努力しているところである。

このようななかで、わが国にとって、米・麦・牛肉・乳製品等の重要品目の関税撤廃を行うことは、農業者の改革への努力を無にし、食料自給率の向上どころか、わが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、本交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

(2) WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国では、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPA交渉において、WTO農業交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して闘ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。

また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO農業交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

(3) 交渉いかんによっては交渉を中断する等の厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉に当たっては、期限を定めず粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、貴議会より下記宛に意見書の提出をお願いいたします。

意見書の提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上のとおりお願いいたします。

(請願者)

住所 宮城県加美郡色麻町四竈字柵木町14番地の1

団体名 加美よつば農業協同組合

代表理事組合長 伊藤 隆之

以上です。

議長(米澤秋男君) 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。三浦英典君、御登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

10番(三浦英典君) 今般、加美よつば農業協同組合の方から、意見書の提出をお願いしたいということで請願がありましたので、趣旨を補足させていただきながら、皆さんにお願いを強く申し上げたいと思います。

今回、出されておりますEPA交渉、オーストラリアとの問題であります。これに関しましては、それに先立つWTOという世界各国150カ国が加盟して行われる世界貿易機構というのがあるわけですが、それとは別に最近特定の国、あるいは国と国の間で行われる経済連携協定というものができております。その中で、オーストラリアが強く日本に対してこの重要品目というものに対して関税の撤廃をしていただきたいというふうに出てくるのが懸念されるという段階ではあります。

しかし、このままほうっておきますと、日本はかなり大きな譲歩を強いられるわけでありまして、それに対しまして日本がどれだけの壊滅的な打撃をこうむるかといいますと、食料自給率として40%から12%にダウンすると。それで、農業生産額としては4割減少することでありまして、3兆6,000億円というとてつもない数字が減少するんだということでございます。それによりまして375万人が失業し、現実的に米・麦はほぼ壊滅的になるということが算定されております。このような非常に大きな影響を及ぼすこの交渉に対して、日本は威信をかけて交渉に当たっていただきたいということで、皆さんにお願いをするということでありますので、我が議会の方でもこの請願に対して賛同を強く求めるものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございます。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 起立多数であります。よって、請願第1号「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書は採択することに決定いたしました。

訂正いたします。

起立の採決でございますが、「全員起立」でございます。よって、請願第1号「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を求める請願書は採択することに決定いたしま

した。

日程第5 報告第2号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

議長（米澤秋男君） 日程第5、報告第2号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第2号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成18年10月10日、午後4時20分ごろ、加美町字大宮地内において、町所有車両が十字路交差点の中央部分で、左側から直進してきた相手方車両の小型乗用車に接触し、前方部分に損傷を与えたもので、過失割合が町が80%により、損害額が22万6,426円と決定いたしました。そこで、地方自治法第180条第1項の規定により、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲内において、その額を定めること。及びこれに伴う和解に関することは、町長専決事項に当たることから、今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第2号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）の報告を終了いたします。

日程第6 報告第3号 専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅建替4号棟新築工事請負変更契約の締結について）

議長（米澤秋男君） 日程第6、報告第3号専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅建替4号棟新築工事請負変更契約の締結について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第3号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成18年6月16日に開会された加美町議会第2回定例会において承認をいただき、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤 眞氏と契約をいたしました加美町営北原住宅建替4号棟新築工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負契約で契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額について

は町長の専決事項であることから、平成19年2月14日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行

ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

ろくやね

その内容は、防水屋根工事の陸屋根部分についてステンレス鋼板製の溶接工法の断熱防水層を計画しておりましたが、これと同程度の防水性能を有し、かつ単価の安い塩ビ系シート断熱防水層が今回の住宅に適していることから、仕様の変更を行ったものであり、これにより、変更前契約額1億1,413万5,000円から340万8,300円を減額し、1億1,072万6,700円に変更したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第3号専決処分した事件の報告について（加美町菅北原住宅建替4号棟新築工事請負変更契約の締結について）の報告を終了いたします。

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）

議長（米澤秋男君） 日程第7、承認第3号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 承認第3号専決処分した事件の承認について説明をいたします。

本案件は、宮城県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月8日に設置許可されたことから、地方自治法第179条により、同日付で専決処分したものであります。

その内容は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する構成団体に、宮城県後期高齢者医療広域連合を加える規約の変更であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）

議長（米澤秋男君） 日程第8、承認第4号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 承認第4号専決処分した事件の承認について説明申し上げます。

本案件は、前案件と同様、宮城県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月8日に設置許可されたことから、地方自治法第179条により、同日付で専決処分したものであります。

その内容は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する構成団体に、宮城県後期高齢者医療広域連合を加える規約の変更であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

す。これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第5号 加美町副町長定数条例の制定について

議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第5号加美町副町長定数条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第5号加美町副町長定数条例の制定について説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日、法律第53号にて公布されたことに伴う条例の制定であります。

その内容は、市町村の規模、その所管する行政分野や事務事業等は、平成の大合併を経て大幅に拡大し、地方分権改革によりその役割と責任も増大していることから、トップマネジメント機能の強化を図る必要があり、現行の助役にかえて副町長を置くこととすること。また、適切なトップマネジメント体制の定数を条例で定めることとなりましたことから、本町においては副町長の定数を1人と定めたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町副町長定数条例の制定についての採決を行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町副町長定数条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第6号 加美町長、町議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第7号 加美町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第8号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第10、議案第6号加美町長、町議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第7号加美町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第8号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件はいずれも議案第5号の制定に伴い、各条例中の「助役」を「副町長」に改める条例の改正であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第6号から日程第12、議案第8号までを一括議題とすることに決しました。

日程第10、議案第6号から日程第12、議案第8号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第6号加美町長、町議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第8号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例までの3議案は、ただいま議長から提案ありましたように一括提案されましたので、前議案同様、提案理由の説明を申し上げます。

同3件は、前議案同様、地方自治法の一部を改正する法律に伴い改正するもので、改正内容が同一のために一括して説明申し上げます。

その内容は、改正後の地方自治法附則第2条の助役に関する経過措置の規定に基づき、改正法の施行の際、現に在職する助役は、平成19年4月1日に副市町村長として選任されたものとみなすこととされたことから、3議案の各条例中の「助役」を「副町長」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号から議案第8号は一括採決といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第8号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町加美町長、町議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号加美町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第8号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。